


所管部課	学校教育部 教育指導課	部長	矢吹 勇一			
件名	令和3年度オリンピック・パラリンピック教育推進事業補助金			区分	1 審議事項 ○ 2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市補助金等交付規則				
	部課機関	東京都教育委員会				
<p>1. 要 旨</p> <p>令和3年度東大和市オリンピック・パラリンピック教育推進事業補助金交付要綱を次のとおり制定したため、報告するものである。</p> <p>(1) 目的 東京オリンピック・パラリンピック教育実施方針に基づき、東大和市立小・中学校が当該事業の指定を受けており、それに伴う経費の交付について定めたものである。</p> <p>(2) 補助内容 補助額は、指定校1校あたり5万円を限度とする。なお、オリンピック・パラリンピック教育アワード校等についても指定を受けた場合は補助額が加算される。</p> <p>(3) 予算措置及び財源 財源 都支出金（オリンピック・パラリンピック教育推進事業補助金）補助割合 10/10</p> <p>(4) 施行日 令和3年6月8日</p> <p>(5) 影響及び効果 補助金等の交付について、公正な運用に資することができる。</p>						
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）						
3. 留意事項（問題点等） 特になし。						
4. 主管部処理案（検討結果等） 補助金交付事務を滞りなく進めたい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。